

市長とまちなかミーティング開催要領

1 目的

市内で活動する団体やグループ（以下「団体等」という。）がそれぞれ抱える市政及びまちづくりに関する課題や提言等について、市長と気楽にまじめにまちなかで集中して直接意見交換することで、市民の幅広い意見を今後の市政運営に活かすとともに、市民との対話による協働によるまちづくりの推進に資することを目的とします。

2 対象

概ね 10 人から 15 人（それ以上でも可）の参加が見込まれる団体等

※ 地区公民館、自治会及びそれら内部の組織等は対象外とします。

3 開催回数

原則、1 団体等につき年 1 回

4 申込方法

開催を希望する団体等は、「市長とまちなかミーティング」開催申込書により開催希望日の概ね 1 か月前までに総務課行政係へ郵送、ファックス又は直接持参によりお申し込みください。

- (1) 開催時期は令和元年 7 月から同年 9 月末までの 3 か月間とし、開催時間は午前 9 時から午後 9 時までの間の 2 時間以内とします。
- (2) 市内の会場を原則とし、団体等で予約し、設営し、及び会場使用に係る費用を負担してください。ただし、市が所有する公共施設（庁舎、文化会館、図書館等）を活用いただく場合は、無料とします。また、会場に託児スペースがある場合、予算の範囲内で託児スタッフを 1～3 名、必要に応じて派遣いたします。
- (3) テーマは、団体等が抱える市政及びまちづくりに関する課題や提言等の建設的なものとし、団体等の希望に合わせて設定します。

ただし、専ら個人的な相談、苦情又は一方的な主張・要求、政治・宗教的活動又は営利目的、特定個人や団体に対する誹謗中傷であるなど著しく本会の目的に不適切と市長が認めるときはお断りします。

- (4) 司会及び進行は、団体等が行ってください。
- (5) 市の出席者は、市長のほか副市長、教育長及びテーマに関係する課等の職員の中から市長が適当と認めた者が出席します。

5 開催決定の通知等

4 の開催申込書を受理後、速やかにその内容を審査し、団体等の代表者又は担当者との調整により開催可否等を決定します。ただし、開催決定後、市において緊急の用務が生じた場合等には開催を延期することがありますので、あらかじめご了承ください。

6 公開

本会終了後、本会の開催日時、テーマ、参加人数、対話の要旨その他必要な事項をホームページ等に公開いたします。ただし、公開することで市民又は第三者の権利利益を害するおそれがあるときは、この限りではありません。